

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）による平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの29日分の基本手当を支給しないとする旨の処分（以下「本件処分」という。）を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在のB会社に雇用されたが、その後、平成〇年〇月〇日、同社を離職したため、同年〇月〇日、公共職業安定所（以下「安定所」という。）において求職申込みを行った。安定所長は雇用保険受給資格決定を行い、「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり」を請求人に手交し、雇用保険受給説明会への出頭案内や失業の認定日（以下「認定日」という。）の指定を行うとともに再就職手当の支給要件等の説明を行った。その際、やむを得ない理由がなく認定日に出頭しなかった場合、失業状態を認定できず、給付の遅延や受給日数の減少につながることも説明した。

平成〇年〇月〇日、請求人は初回認定日に出頭した際、安定所長は次回認定日である同年〇月〇日を受給資格者証及び失業認定申告書に表示し、これらを手交する際にその旨を口頭で説明した。

(2) 平成〇年〇月〇日、請求人は職業訓練校（以下「訓練校」という。）の入校式終了後に、受講指示の手續と、前回の認定日から入校日の前日までの失業認定を受けるため安定所に出頭したが、安定所長は、前回認定日である同年〇月〇日に請求人の出頭がなく、出頭しなかったことにやむを得ない理由がないことを確認したため、本件処分を行った。

請求人からは、訓練校の入校決定時に、今後の認定日は訓練校が指定した日
に変わるとの説明を受けたとの申出があり、安定所長は、「訓練校が誤った説明
を行ったことを証明できれば、同年〇月〇日の認定日不出頭は、請求人の責任
ではないので当該不認定処分を取り消し、改めて認定を行うことについて検討
する」と伝えたが、特段の回答は得られなかった。

- (3) 請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）
に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、
請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした平成〇年
〇月〇日から同年〇月〇日までの29日分の基本手当を支給しない旨の処分が妥当
であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、認定日に不出頭であったこと理由は、訓練校から、入校決定後
の認定日が変更になるという文書を受け取ったからであり、やむを得ない理由
によるものであると主張するため、この主張について検討すると、以下のとお
りである。

- (2) 法第15条第4項第4号の規定によれば、「天災その他やむを得ない理由のた
めに公共職業安定所に出頭することができなかつたとき」には、出頭すること
ができなかつた理由を記載した証明書を提出することによって、失業の認定を
受けることができることとされている。ここでいう「やむを得ない理由」とは、
行政解釈上、水害、火災、地震、暴風雨雪、暴動、交通事故等のために出頭で

きない場合を想定しているものであり、単に認定日不出頭による不利益を知らなかったなど、いわゆる「法の不知」については「やむを得ない理由」には当たらないものである。

本件において、請求人は訓練校及び安定所長から認定日について誤った教示を受けた旨を主張するところ、仮に訓練校又は安定所長から誤った認定日の日時を具体的に指示されていれば、請求人が認定日を誤認する相当の理由になりうるため、当該規定に該当する余地はあったと考えられる。

- (3) 当審査会は、請求人の主張を踏まえ、検討を行ったが、職業訓練の受講申込みから入校日までの手続において、失業認定や認定日について訓練校が具体的に指示を行うということは想定しがたく、請求人の主張を裏付ける客観的な資料もないことから、訓練校が請求人に対して具体的に日時の変更を指示したという主張を認めることはできない。

請求人は、再審査請求にあたり、「雇用保険の受講証明書等について」を提出し、職業訓練校が認定日の変更について教示したと主張するが、当該資料は、職業訓練の手続上、入校日に訓練校が各受講生に配付を行うものであり、入校前の段階で訓練校が配付を行うことは考えがたく、当該資料によって認定日を誤認したとの主張は認められない。仮に、請求人の主張するとおり、入校前の段階で当該資料が配付されていたとしても、当該資料には請求人が波線にて指摘している部分の直後に「認定日は午前中訓練を行い、(略)」との記載もあることから、当該認定日は訓練開始後のことであり、訓練開始前の日程を変更するものと解する余地はない。

また、訓練校ではなく、安定所長から具体的に日時変更を指示されていれば、上述の「やむを得ない理由」に当たるものと考えられる。この点について、請求人は○月初旬頃の訓練校の申込みの際に、安定所長から「入校すれば認定日が変わる」という旨の説明があったと主張するところ、仮にそのような説明があったとしても、当該説明は具体的な日時を指示しておらず、一般的な説明に過ぎないものであり、その後、平成○年○月○日に次回認定日が同月○日であることを具体的に指示されていることから、請求人の認定日不出頭については請求人の独自の解釈によるものと言わざるを得ない。

- (4) ただし、請求人が本件処分に係る認定日について誤認識をした経緯について、審査官の審査過程における審理調書等に鑑みれば、請求人はあくまで自己の誤

認識と認めている一方で、「入校決定後は、訓練校指定の日に変更になる」と説明を受けたと主張していることや、安定所長が入校決定後と、入校後、の違いについて、「ややこしい」と認めていることから、当審査会としては、安定所長においてはより丁寧な説明が求められる旨を、確認的に付言する。

なお、請求人は本件処分のみならず、本件処分に至る過程において「認定日忘れ」と記載されたことへの不服を表明するが、当審査会の審査対象となる処分は、被処分者に対して直接かつ具体的に効力を発する行政処分に限られるため、当該不服については、そもそも当審査会の審査の対象とはならない。

- 3 以上のとおりであるから、安定所長が請求人に対してした本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。